

第2次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第1回）議事録

日時 平成19年8月31日（金）

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 24名（欠席3名）

議題

- 議題1 委員長・副委員長の選出
- 議題2 船橋市障害児者の状況
- 議題3 第2次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨
- 議題4 船橋市障害者計画基礎調査報告書及び関係団体意見照会結果
- 議題5 今後の策定委員会の進め方

議事概要

1 開会

2 委嘱状の交付

市長より委嘱状の交付

3 委員の紹介

事務局より委員の紹介

4 市長挨拶

藤代市長

「皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、大変ありがたく思います。また、日ごろより、市政発展のために、各界にわたりまして、ご尽力をいただいておりますことを、あらためて厚くお礼を申し上げたいと思います。ご案内のとおり、平成10年3月に策定をいたしました第1次船橋市障害者施策に関する計画が、平成19年度をもちまして、計画期間が満了するのに伴いまして、第2次計画の策定をお願いするところでもあります。

第1次計画は、平成15年の支援費制度の施行にあわせて、見直しをいたしたところではありますが、平成17年4月の発達障害者支援法の施行、平成18年4月の障害者雇用促進法の改正、バリアフリー新法の施行、そして障害者自立支援法の施行と、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化をいたしてきております。特に障害者自立支援法では、従来の支援費制度においては、対象外とされていた精神障害者へのサービスもその対象となり、3障害、身体、知的、精神への一元的なサービス提供体制を整えることが求められております。また、サービスの利用量と所得に応じた利用者負担の導入や、市町村による地域生活支援事業の創設、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化など、支援費制度から大きく変化をいたしているところでもあります。

これらのことを受けまして、市といたしましては、この第2次計画の策定にあたり、委員の皆様のご提言を、より実効性のあるものにしたいと考えておりますことから、皆様方には、第1次計画策定時との社会状況の変化を踏まえ、ご審議をしていただきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますことをお

願ひ申し上げまして、あいさついたします。」

5 事務局紹介及びマイク取扱い説明

6 議題 1

委員長・副委員長の選出

事務局より委員長、副委員長は委員の互選により選定する旨の説明。

委員長に関しては事務局一任の声があり、事務局より仙波委員を推薦し、委員長は仙波委員に決定しました。

副委員長については宮代委員を推薦する発言があり、宮代委員に決定しました。

これより先は仙波委員長が議事進行を行いました。

委員長

「ただいま、皆様のご推薦によりまして、委員長という大役を仰せつかりまして、これをお受けいたしましたと思います。

今、先程の藤代市長の話にもございましたように、福祉政策そのものが、国及び市においても、大きく変化がございます。本当に目まぐるしいぐらいの変化でございますが、これに対応すべく、身近にある市が政策を着実に実行できるように、本日の私たちの招集があったわけでございます。

船橋市障害者施策に関する計画というものが、19年で期間満了となりますが、既にご覧いただけます。私は精神科医なものですから、全部、障害者について知っているわけではございませんが、障害者自立支援法によりまして、私たちの分野の精神障害者が新しく仲間に入れていただいて、3障害が同じようなレベルで対策に入るということになります。これは非常に大きな決定でございます。それぞれの障害者には、それぞれの特徴がございます。一緒のレベルで同一だけではなくて、いろいろな障害者によっていろいろな特徴があるように思うんですが、そういうものをいかに取り入れながら、この法に従い、船橋市が着実に施行できるように。

私は基本としては、やはり市民の考え方が、非常に重要視されると思います。いかに障害者を温かく迎えてくれるかどうかという点でございます。精神のほうでは、いろいろなことで、なかなか偏見等もございまして、施設一つをつくるにしても、市民の反対があるということで、できないということがございました。

私はこの計画に関連して、昭和60年に、精神障害者があまりにも何も施策がないものですから、精神保健推進協議会というのを市に作っていただきまして、そのときに初めて、精神障害者が船橋市にどれくらいいるだろうかというような調査を、不十分でしたけれども、一応数をまとめて、市に対策を迫ったことが思い出されます。それは現在も続いており、私は20年、会の会長をやっている状況でございますが、これから身体的その他の障害、それらを含めて、さらに勉強させていただいて、できればほんとうに役に立つ、船橋市の障害者施策を練り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。」

7 事務局より会議公開についての説明

8 議題 2

船橋市障害児者の状況

事務局より船橋市内における障害児者についての説明

事務局

「本日は第1回ということで、今後、この計画策定にあたり、基本的な情報をご理解いただければと思います。本策定委員会には、さまざまな立場の委員がご参加いただいておりますことから、障害に関する基本的な事項と、現在の船橋市の状況について、ご説明いたします。今回、皆様方にご検討いただく「第2次船橋市障害者施策に関する計画」で、対象とする障害の範囲は、身体障害、知的障害、精神障

害、発達障害、高次脳機能障害が基本的な部分と考えます。ただし、難病疾患患者に関する福祉的サービス等についても、計画に盛り込むかどうか議論の余地があると考えます。

まず、各障害者の人数ですが、平成19年4月時点で、船橋市の身体障害者手帳保持者は13,114名。知的障害では、療育手帳保持者が2,257名、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳保持者が1,545名、精神通院医療利用者が4,749名となっています。発達障害者については統計がなく、目安としては、国の障害者白書18年版の中に記載されている率として、児童・生徒の6%程度とされており。

平成8年当時では、身体障害者手帳の保持者が8,379名、知的障害者数1,725名、平成14年度では、身体障害者手帳保持者が10,261名、知的障害者が2,110名と増加しております。平成8年から19年まで、船橋の人口増加率は7%でした。身体障害者については、平成8年から現在19年までで56%増、知的障害者は38%増となっています。

身体障害は、先天的に障害をお持ちの方は比較的少なく、多くの方は糖尿病や脳血管障害、ないしは交通事故等により身体機能に障害をお持ちになった方です。身体障害の種別としては、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、ペースメーカー等や腎臓透析を受けている内部障害等です。このうち約半数は、重度の方になります。先天的な肢体不自由のお子さんについては、船橋市では2ヶ所の簡易マザーズホームで受け入れを行っており、そのマザーズホームでの指導の段階で、歩行が可能になった場合等については、一般の幼稚園、保育園等に通われる場合や、重度の方については、学齢になると、市内にある県立特別支援学校に通われる方がほとんどです。

知的障害は、先天的な障害であり、市内に今2,389名の方がおります。千葉県では概ねIQが75以下の方で、こちらも約半数が、重度の方です。また、ダウン症や自閉症をあわせ持つ方もおります。概ね1歳6か月健診で発見され、本市では市内3ヶ所の親子教室で3歳頃まで通われ、その後、市内に2ヶ所あります知的障害児通園施設、あるいは保育園の障害児枠で通園される方、また就学時になると、市内の特別支援学校に通われます。

精神障害は後天的な障害で、統合失調症などの精神病のため、生活に困難をきたすものです。本市では入院医療費の助成を受けている方が173名、通院医療費の該当者が4,749名です。入院されている精神障害者で退院可能な方の地域移行が大きな課題となっています。

発達障害は、先天的な障害で、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー、LDと呼ばれる学習障害、ADHDと呼ばれる注意欠陥多動性障害の方で、高機能自閉やアスペルガーは比較的早く、1歳半以降に発見されるようです。LDやADHDは、比較的遅く、5歳以降に発見される例が多いようです。特に学校に入学後に大きな困難に直面する場合があります。以上の4つの障害を、この計画に盛り込んでいこうと考えています。」

9 議題3

第2次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨

事務局より第2次船橋市障害者施策に関する計画の策定趣旨について説明

事務局

「現在ある「船橋市障害者施策に関する計画」は、障害のある人が地域の中で共に暮らす社会の実現を目指す総合的な計画として、平成9年度に策定し、その後、従来の措置制度から支援費制度への転換を受け、平成15年度に見直しを行い、改訂版を策定しました。

この「第2次船橋市障害者施策に関する計画」は、現在ある計画が、今年度で期間終了することから、この計画を引き継ぐ第2次計画となります。本来ですと、本年度中に策定を行い、20年度から実施が通常の形ですが、厚生労働省の策定している障害者基本計画の「重点施策実施5か年計画」が、平成19年度で終了し、新たな「後期重点施策実施5か年計画」が策定されます。その実施計画との整合性を図る

考えから、来年度にかけ計画の策定を行います。

この計画の位置づけは、障害者基本法第9条第3項にある市町村障害者計画であり、本市が本年3月に策定しました「第1期船橋市障害福祉計画」の上位計画となっています。この「第1期船橋市障害福祉計画」は障害者自立支援法第88条に定められた市町村障害福祉計画であり、主に障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制の確保を目的とし、就労や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るためのサービス見込み量を定めたものになります。

それに対し、市町村障害者計画である本計画は、障害のある人が、地域の中で共に暮らす社会の実現を目指す総合的な計画であり、その領域は福祉サービスから、啓発広報、ボランティア、保健医療、教育、雇用就業、スポーツ・レクリエーション及び文化活動、福祉のまちづくり、建築物の整備、移動交通手段、防犯防災対策、国際交流など幅広い分野にわたります。

これまで、この「船橋市障害者施策に関する計画」の中で、サービス見込み量等の数値目標についても定めていましたが、障害福祉計画の策定が義務付けられたことから、今後は数値目標に関しては、障害福祉計画の中で定めるものとし、この「船橋市障害者施策に関する計画」では、数値目標を除き検討していきたいと考えております。

今回の第2次計画の策定にあたり、大きな変化の一つとして、皆様ご存知の通り、昨年4月に施行されました障害者自立支援法があります。従来の支援費制度においては、身体障害者、知的障害者のサービス利用者は飛躍的に増加しました。また、知的障害者や児童の移動介護など、サービスの種類も拡充され、障害者の社会参加が推進されました。しかし、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象外となっており、障害種別によるサービス利用の格差も生じていました。また長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、福祉施設については、入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離してしまう等の状況にあったほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応、さらに相談支援体制の整備も求められていました。障害者自立支援法ではこうした状況に対応し、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行い、サービス体系全般についての見直しを行いました。

また、この他にも、今年の7月より千葉県により、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための様々な仕組みづくりについて定めた「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が全国に先駆けて施行されました。この条例は、障害のある人に対する「不利益な取扱い」と「合理的な配慮に基づく措置の欠如」が差別になると分野別に定義づけ、その事案を解決する仕組みとして、地域ごとに広域専門指導員、地域相談員を設置しています。話し合いによる解決が困難なケースについては「障害のある人の相談に関する調整委員会」が助言・斡旋を行うこととなっております。また、差別の背景にある制度・習慣を変えていくための「推進会議」の設置、差別解消に取り組んでいる人をバックアップする体制づくりも進められています。

また、教育の分野ではこれまでは障害のある幼児児童生徒の教育は「特殊教育」として障害の種類や程度に応じて盲、聾、養護学校や特殊学級といった特別な場で指導を行うことで、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきましたが、平成18年6月の学校教育法の改正により「特殊教育」が「特別支援教育」となり、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことになりました。

また、これまで人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされていなかった発達障害の定義と法的な位置づけの確立のため「発達障害者支援法」が施行されました。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、精神障害者に対する雇用

対策の強化や、在宅就業障害者に対する支援、障害福祉施策との有機的な連携などが打ち出されました。この連携を具体化するものとして、厚生労働省において現在「福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会」が開催され、障害者の就労支援の推進に関して検討を行っています。

加えて、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が制定され、これまで対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加え、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されることになりました。これらのことを踏まえ、今回の計画の策定にご意見いただければと思います。」

委員長

「私から質問なのですが、「第1期船橋市障害福祉計画」と、これから我々が取り組もうとする、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」との関係で、「第1期船橋市障害福祉計画」は、いつまでを想定した計画なのか。」

事務局

「第1期船橋市障害福祉計画」の期間は、18年度からの3か年となっています。」

10 議題4

船橋市障害者計画基礎調査報告書及び関係団体意見照会結果

事務局から船橋市障害者計画基礎調査報告書及び関係団体意見照会結果について説明

事務局

「船橋市障害者計画基礎調査報告書」について、概要版に沿って説明させていただきます。この基礎調査は本計画策定のための基礎調査という形で18年度に調査を行いました。この調査は「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するための基礎資料として、障害者の実情と市民の意識を把握するため実施しました。調査の種類として、身体障害者、知的障害者、精神障害者、施設入所者、一般市民への5種類のアンケートを作成し調査を行いました。このために、報告書の構成は、第1部が「調査の概要」、第2部の「身体障害者を対象とした調査結果」、「知的障害者を対象とした調査結果」、「精神障害者を対象とした調査結果」、「施設入所者を対象とした調査結果」、「一般市民を対象とした調査結果」となっています。

調査の方法及び対象ですが、身体及び知的障害者については、平成18年11月1日現在で、市内に在住の手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳）から無作為に抽出した方々に調査票を配布しました。精神障害者については、調査期間の間に船橋市内にあります精神科の病院18ヶ所にご協力いただき、アンケートを病院にて配布しました。施設入所者については船橋市内の身体障害者療護施設1ヶ所、知的障害者入所更生施設2ヶ所にご協力いただき、アンケートを配布しました。一般市民については、市内にお住まいの方の中から無作為に抽出した方々に調査票を配布しました。調査期間は今年の1月30日から2月28日の約1か月間です。

アンケートの回収状況は、身体障害者には1,300人に送付し、962人からの回答。知的障害者には300人に送付し、225人からの回答。精神障害者は180部のアンケートを配布し、63人から回答。施設入所者には95人に配布し、80人から回答。一般市民には200人に送付し、77人から回答。全体としては、2,075部配布し、1,411人から回答がありました。

現計画である「船橋市障害者施策に関する計画」を策定する際にも、計画策定のための基礎資料として、平成8年に「船橋市障害者福祉基礎調査」を行いました。この調査は当時、船橋市内の身体障害者手帳所持者全員、及び保護者が船橋市在住の療育手帳所持者全員、さらに市内在住の20歳以上65歳未満の1,000人の方を無作為に抽出し調査を行いました。この調査での回答率は身体障害者が77.5%、療育手帳所持者が72.4%、その他市民が57.1%となっています。この前回調査が9千人を対象しているのに対し、今回調査は抽出調査のため対象者は2千人となっており、単純に比較はできませんが、身体障害、知的障害に関し

て回答率はほぼ同水準ですが、市民を対象としたアンケートについては、前回と比べ回答率は低下しています。

この概要版は、複数種類のアンケートでの共通質問を比べ、障害種別によって、回答にどのような違いが現れるかを比較したものになります。

(以下、報告書概要版について読み上げ)

以上で、「船橋市障害者計画基礎調査報告書」の説明を終わります。続いて、関係団体への意見照会の結果についてですが、今回、市内の関係団体等への意見照会を行いました。市内の社会福祉法人6団体、市内障害福祉関係団体47団体に対し、照会を行ったところ、11団体からご意見をいただきました。意見の概略については資料をお読みいただくことで、説明を省かせていただきます。」

宮代委員

「知的障害児者の場合、直接本人がご回答になった事例と、家族等が代理で回答した場合の数字はわかりますか。」

事務局

「実際にだれが回答したというところまでは把握しておりません。家族の方が本人の意思を確認した上で書いた場合、本人が書いた場合もあるのではないかと考えております。」

入江委員

「利用者負担への評価が、「賛成」と「決まったから仕方がない」という回答を合わせると37.8%となるという解析をされておられるが、「決まったから仕方がない」は「反対」と解析すべきではないですか。」

事務局

「ここでは「決まったから仕方がない」を容認という解釈でとらえております。」

入江委員

「1割負担については利用者が非常に困っていることから、反対が多いと考えられる。ここで「決まったから仕方がない」を、賛成とするのは非常に困る。また、自立支援法の中で、精神障害者の認定の診断書が、従来は2年で1回でよかったものが、1年ごとになり、支出が非常に増えている。そのようなこともあり、「決まったから仕方がない」を賛成としないでいただきたい。」

事務局

「先ほども申し上げたとおり、制度上としてやむを得ないと認められた方という形で、とらえさせていきたい。」

御郷委員

「今年の4月から、4分の1軽減が実施されているが、現在、市内で1割負担をされている方が、全体の何%ぐらいいるかということ把握していれば、お知らせ願いたい。」

事務局

「今、手元に資料がないので、次回以降に結果がまとまり次第、ご報告させていただきます。」

仙波委員長

「障害者自立支援法の1割負担の問題は、大分議論がありました。負担をできるだけ減少しようということが行われました。医療費だけではなく、ほかにも影響しており、大きな問題として現在に至っています。それから「決まったから仕方がない」を「賛成」とひとくくりせず、これは区別して、「賛成」と、「決まったから仕方がない」、それから「反対」と3つに分けて解釈するほうが妥当だと思います。それをどうするかについては、いろいろな軽減策もやっていますので、今後も注目していこうと思っています。それと、このアンケートの解析は、何か専門家が入って行ったのでしょうか。」

事務局

「業者に委託して、調査を行いました。ただし、発行の責任においては市にありますので、今後のアンケートのやり方等については、参考としていきたいと思います。」

入江委員

「もう一つ教えてください。月平均収入が精神障害の場合、5万円から30万円の方が一番多いという結果になっておりますが、これはどういう方なのか。どういう仕事をされているのかを教えてください。私が感じている現実とは、非常に違うデータになっている気がします。」

事務局

「こちらのアンケートは精神の医療機関18ヶ所をお願いして、その中で無記名で回答していただいたため、内容等については不明です。」

仙波委員長

「このアンケートは18ヶ所の医療機関に依頼していますが、船橋には精神の医療機関は4つしかありません。ほかの14の医療機関はクリニックなどです。ですから、そのような外来で来られる対象者は、入院されている方とはちょっと性格が違っております。外来の方は収入もまちまちですから、そういう人が何人か入ったのではないかと。平均ではもっと低くなると思います。」

長浦委員

「もしあなたが緊急な病状になったことを考えるときに、特に不安に感じることは何ですか」というところで、全般に「自分だけでは動けない」という項目が高い値を示している中で、知的障害者では59.6%となっておりますが、実際は80%くらいあると思うのですが。」

事務局

「回答する方によって数値が異なってくると思います。回答者の実情を把握しておりませんので、この場ではそれ以上の回答は難しいのかなと。」

仙波委員長

「答える対象者がだれであるかによって、随分数値が変わってくるかもしれません。そのあたりをちょっと補いながら読み取っていく必要があると思います。」

11 議題5

今後の計画策定委員会の進め方

事務局から今後の計画策定委員会の説明

事務局

「委員会のスケジュールとしては合計11回の委員会を開催する予定でして、平成19年度に5回、平成20年度に6回と、計11回を予定しております。なお、第3回には、市内の障害者施設の見学会を予定しています。基本的には10回終了時で計画案を取りまとめていただき、市長のほうへ答申をしていただき、その後、パブリックコメントの実施を行い、最終的に11回目で若干の修正等を行い、それを持ちまして、最終的な計画として施行していきたいと考えております。」

仙波委員長

「第3回は、施設見学を組んでいただくと。障害の問題は、とにかく実際に見て初めて実感を持てると思いますので、できるだけ多くの方にご参加をお願いしたいと思います。では、ご意見がないようでしたら、次回について事務局からお願いします。」

事務局

「今回は10月3日水曜日の午後1時半からになります。また事前に資料とあわせて御案内させていただきます。」

仙波委員長

「では、これで第1回の策定委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。」

了